



概要版

(仮称)播磨町こども計画



令和7年3月
播磨町

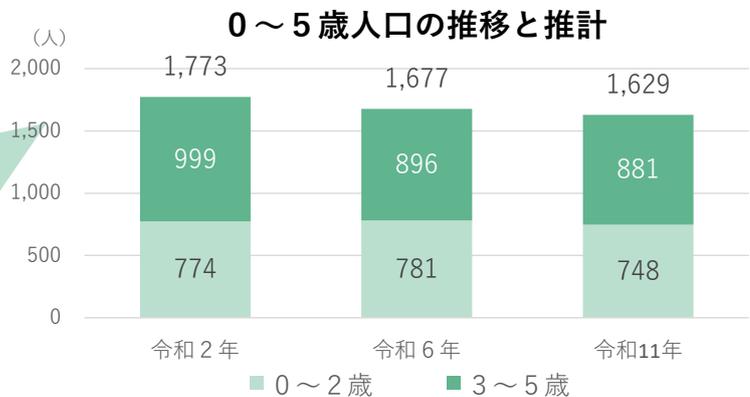
播磨町こども計画の概要

計画の趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ●こどもを取り巻く状況が大きく変化する中、国では、「こども基本法」や「こども大綱」において、すべてのこども・若者が将来にわたって幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指す方向性が示されました。 ●こどもに関する施策を総合的に推進するために、本計画を策定します。
位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ●こども基本法第10条第2項に定める「市町村こども計画」として、こども・若者に関する計画を一体的に策定するものです。 ●本計画は、「子ども・子育て支援事業計画」「次世代育成支援行動計画」「こどもの貧困対策計画」「子ども・若者支援計画」を含みます。
計画期間	<ul style="list-style-type: none"> ●計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。
対象	<ul style="list-style-type: none"> ●本計画の対象は、こども・若者、子育てをしている保護者や子育て支援に関わる関係機関・団体等を広く対象とします。「こども」については、一定の年齢上限を定めず、年齢で必要なサポートが途切れないようにします。

播磨町のこどもを取り巻く現状

こどもの人口

就学前の0～5歳人口は、令和6年時点で1,677人となっています。令和11年にかけて減少傾向で推移する見込みです。



小学生から高校生の年齢にあたる6～17歳人口は、令和11年にかけて減少する見込みです。18～39歳人口は、令和11年にかけてほぼ横ばいで推移する見込みです。



保護者の状況

母親の就労状況について、フルタイムやパート・アルバイトを含め、7割以上が働いています。

母親の就労状況

	就学前保護者	小学生保護者
フルタイム	42.5%	32.4%
フルタイム以外	28.2%	41.9%

就学前児童・小学生保護者調査

日ごろ、こどもをみてもらえる親族

いずれもない
14.9%

就学前児童保護者調査

日常、緊急時、いずれもみてもらえる親族がいない割合は、14.9%となっています。

家庭で子育てを抱え込まないよう、支援の充実が必要です。

不登校

近年、全国的に不登校児童生徒は増加傾向にあり、本町においても概ね増加傾向となっています。相談支援の充実を図るとともに、学校以外の学ぶ場所、居場所の整備が必要です。



児童虐待

児童虐待の相談件数は、増加しています。また、児童虐待への対応で「特に何もしなかった」割合が半数以上となっており、虐待に気づいた時の対応について、周知・啓発が必要です。

児童虐待の相談件数

令和元年度 29件 → 令和5年度 92件

児童虐待を見たり聞いたりした場合の対応

特に何もしなかった
58.4%

就学前児童保護者調査

こどもの権利

こどもの権利の認知度

小学生	中学生	小学生保護者
31.6%	28.8%	24.8%

小学生・中学生調査 「知っている」と答えた人
小学生保護者調査 「名前も内容も知っている」と答えた人

こどもの権利の認知度は、こどももおとなも3割程度と低くなっています。こどもが自らの権利について学ぶこと、おとながこどもの権利を意識して行動できるように理解を深めることが必要です。

こども・若者の意見

こどもの居場所



ボール遊びができる公園がほしい

こどもが誰でも安心して、気軽にいつでも相談できる場所があったらいい

SNS などオンライン上でのつながりがある

ワークショップや自由回答の意見

年齢や性別に関係なく、楽しく安心できる場所がほしい

図書館以外に勉強できる場所がほしい

若い人が集まる場所がほしい



意見を伝える方法

播磨町に意見を伝えやすい方法

小学生

- 1 インターネットのアンケートに答える
- 2 役場など町の建物で、直接会って伝える
- 3 播磨町子ども会議で伝える

中学生

- 1 インターネットのアンケートに答える
- 2 メールで伝える
- 3 電話や通話アプリで伝える

若者

- 1 インターネットのアンケートに答える
- 2 SNS で伝える
- 3 メールで伝える

小学生・中学生・若者調査 「伝えたい意見はない」を除く上位3位

小学生・中学生・若者ともに「インターネットのアンケートに答える」が高くなっています。



結婚

結婚に必要な支援

給料等雇用・労働条件を改善する **72.0%**

夫婦ともに働き続けられるような職場環境の整備 **68.0%**

若者（高校1年生相当～29歳）調査

結婚を望む人への支援として、給料や職場環境に関することが7割程度と上位にあげられています。

計画の内容

基本理念

こども・若者の幸せと地域のつながりを大切に ～みんなでつくる こどもまんなか・はりま～

こども・若者が幸せで健やかに育つことができ、親も子育てに希望を持ってともに育ち、それを地域みんなで支える、こどもまんなかのまちづくりを推進します。

基本目標

基本理念の実現のため、5つの基本目標を掲げて施策を推進します。

基本目標1

安心して楽しく子育てできる環境をつくる

基本目標2

こども・若者の健やかな育ちを切れ目なく支える

基本目標3

こども・若者が夢や希望を持てる社会をつくる

基本目標4

こども・若者と子育て家庭が暮らしやすいまちをつくる

基本目標5

支援を必要とするこども・若者や家庭を支える

基本目標 1

安心して楽しく子育てできる環境をつくる

1 就学前教育・保育の充実

- こどもにとって安全・安心な環境で教育・保育を提供するために、保育施設の整備や受け入れ体制の充実に取り組みます。



2 子育て相談や支援の充実

- 子育てに関する悩みや不安を抱え込まないよう、相談しやすい環境づくりに取り組みます。
- SNSやアプリを活用し、子育て世代が入手しやすい情報発信に努めます。
- 保護者の就労形態等に対応したきめ細かな保育サービスの充実に取り組みます。

3 地域における子育て支援の充実

- 家族や地域、関係者など地域全体で子育てを見守り、支えるまちづくりを推進します。

4 共働き・共育てへの支援

- 保護者がこどもとの時間を確保できるよう、仕事と子育ての両立支援や父親の育児参加の促進に取り組みます。



5 子育て家庭の経済的負担の軽減

- 保育料や教育に関する費用の負担軽減により、子育て家庭の不安解消に努めます。

基本目標 2

こども・若者の健やかな育ちを切れ目なく支える

1 妊娠・出産期からの切れ目のない支援

- 訪問や相談、情報提供の充実により、切れ目のない支援を行います。
- 不安を抱える妊産婦や保護者に寄り添った支援を行います。



2 こども・若者の心身の健康づくり

- こども・若者の悩みに気づいて受け止める体制の充実に取り組みます。
- 規則正しい生活習慣の定着を図るとともに、思春期の心身の健康づくりを推進します。

3 支援が必要なこどもへの支援

- 障がいや発達の特徴を早期に発見し、適切な支援やサービスにつなげます。
- 障がいのある子ども・若者のライフステージに応じた支援体制を整備します。



基本目標 3

こども・若者が夢や希望を持てる社会をつくる

1 生きる力を育む教育の推進

- 家庭環境等に関わらず、学習習慣を身に付けるための支援を行います。
- 人権教育を通して相手を思いやる気持ちの醸成を図ります。

2 豊かな心を育む取り組みの推進

- 体験学習や交流機会の充実により、様々な大人が関わり、地域全体でこどもの豊かな心を育みます。



3 不登校等に対する取り組みの推進

- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携により、不登校のこどもへの支援と保護者が相談できる体制を整備します。

4 次世代を担う青少年や若者への支援

- 若者の結婚や子育てに対する不安を解消し、希望を叶える取り組みを推進します。
- こども・若者の視点に立ち、住み続けたいと思えるまちづくりを推進します。



基本目標 4

こども・若者と子育て家庭が暮らしやすいまちをつくる

1 こどもの権利や意見の尊重

- こどもの権利について、周知・啓発を行います。
- こども・若者の意見を聴き、施策などに反映します。



2 多様な居場所・活動・体験の充実

- こどもの体験機会や交流機会を創出します。
- こどもの居場所づくりを町全体で進めるため、団体への支援や団体同士の連携を促進します。

3 こどもの安全の確保

- 地域で防犯活動やこどもの登下校時の見守りを行います。
- 学校、地域、保護者が連携して、こどもの安全を確保します。



基本目標 5

支援を必要とするこども・若者や家庭を支える

1 児童虐待防止対策と社会的養護の推進

- 児童虐待の未然防止、発見した際の迅速な対応や支援につなげる体制づくりに努めます。
- 妊娠中からハイリスク家庭を把握し、保護者が悩みを抱え込まないように支援します。

2 ひとり親家庭への支援

- ひとり親家庭への経済的支援や就労支援を行い、こどもの生活の安定を図ります。



3 こどもの貧困解消に向けた取り組みの推進

- 貧困やヤングケアラーについて、学校や地域と連携して実態の把握に努め、支援につなげます。

4 外国籍のこどもへの支援

- 外国にルーツを持つこども・若者が安心して暮らせるよう、保護者の生活の安定を図るとともに、様々な場所での受け入れ体制の整備に取り組みます。



子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

幼児期の教育・保育事業

保育の必要の認定区分ごとに、幼稚園、保育所、認定こども園の利用状況や利用希望を踏まえた量の見込みを設定し、保育需要に対応できる提供体制の確保を図ります。

認定区分			該当施設				
認定区分	こどもの年齢	保育の必要性※	幼稚園	認可保育所	認定こども園		地域型保育
					教育	保育	
1号認定	3～5歳		○		○		
2号認定(教育希望)		○	○		○		
2号認定(保育希望)		○		○		○	
3号認定	0～2歳	○		○		○	○

※保護者の就労や病気、就学等、保育を必要とする事由に該当する場合。

(1) 3歳以上の子ども

■教育を希望する子ども

教育希望		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み(人)	1号認定	328	322	327	318	311
	2号認定(教育)	25	29	43	44	47
	合計	353	351	370	362	358
②確保量(人)		460	445	420	395	370
過不足②-①		107	94	50	33	12

○町立幼稚園における利用定員設定の過剰分は、幼稚園型一時預かり事業を並行して実施することにより、2号認定の不足分の確保に充てます。

利用可能施設
 幼稚園 播磨幼稚園、蓮池幼稚園
 認定こども園 キューピットこども園、播磨中央こども園、蓮池こども園、播磨西こども園、播磨保育園(令7年度よりこども園に移行)

■保育を希望する子ども

保育希望		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み(人)	2号認定(保育)	473	476	486	486	488
②確保量(人)		473	521	521	521	521
過不足②-①		0	45	35	35	33

○令和7年度から播磨保育園が保育所型認定こども園に移行のうえ、定員の増を行うとともに、令和8年度から幼保連携型認定こども園を新設することにより、保育体制を拡充します。

利用可能施設
 認定こども園 キューピットこども園、播磨中央こども園、蓮池こども園、播磨西こども園、播磨保育園(令7年度よりこども園に移行)

(2) 3歳未満のこども

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み(人)	3号認定	360	367	369	378	389
②確保量(人)		296	327	365	365	365
過不足②-①		▲64	▲40	▲4	▲13	▲24

○確保量を上回る量の見込みとなっていますが、認定こども園の弾力的な運営により受け入れ人数の確保を行うとともに、小規模保育事業所の開所に向けて整備を進めます。

利用可能施設	認定こども園	キューピットこども園、播磨中央こども園、蓮池こども園、 播磨西こども園、播磨保育園（令7年度よりこども園に移行）
	小規模保育	パレット保育園、蓮池のちいさな保育園

地域子ども・子育て支援事業

多様な子育て支援のニーズに対応するため、以下の事業を実施します。

① 延長保育事業 …保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外に保育を行う事業です。

	令和7年度 (2025年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み(人)	89	103
確保量(人)	89	103

利用可能施設

キューピットこども園、蓮池こども園、播磨保育園
園(令7年度よりこども園に移行)

② 学童保育事業(放課後児童健全育成事業) …昼間保護者が就労等で家庭にいない小学生に、遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図る事業です。

	令和7年度 (2025年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み(人)	520	543
②確保量(人)	550	550
過不足②-①	30	7

利用可能施設

播磨小学校 第1学童、第2学童、第3学童
蓮池小学校 第1学童、第2学童、第3学童
播磨西小学校 第1学童、第2学童
播磨南小学校 第1学童、第2学童

③ 子育て短期支援事業(ショートステイ事業)

…保護者の病気等の理由により養育が一時的に困難となった場合に、児童養護施設等で保護を行う事業です。

	令和7年度 (2025年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み(人日)	38	36
確保量(人日)	38	36

利用可能施設

播磨同仁学院、立正学園、二葉園、泉心学園、カーサ
汐彩、明石乳児院、ピューパホール、乳児ホームるり、
そねホーム、真生乳児院 など

④ 地域子育て支援拠点事業…身近な地域において子育て中の親子が集う場所を提供し、交流や相談、情報提供や講習会を行う事業です。

	令和7年度 (2025年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み(人日)	24,293	25,363
確保量(人日)	24,293	25,363

利用可能施設

北部子育て支援センター、南部子育て支援センター

⑤ 一時預かり事業 …保護者の就労、疾病等の理由により、子どもを一時的に預かる事業です。

		令和7年度 (2025年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み (人日)	幼稚園型	23,641	20,088
	幼稚園型 以外	2,377	2,777
確保量 (人日)	幼稚園型	23,641	20,088
	幼稚園型 以外	2,575	2,992

利用可能施設

播磨幼稚園、蓮池幼稚園、キューピットこども園、
播磨中央こども園、蓮池こども園、播磨西こども
園、播磨保育園(令7年度よりこども園に移行)

⑥ 病児保育事業 …病児・病後児について、病院や保育所等で看護師等が一時的に保育を実施する事業です。

	令和7年度 (2025年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み(人日)	272	327
確保量(人日)	272	327

利用可能施設

播磨中央こども園(病後児保育のみ)、病児保育室
ひなたぼっこ(おひさまこどものクリニック)

⑦ ファミリー・サポート・センター事業

…育児の援助をする人と援助をしてもらいたい人が会員になり、お互いに助け合う会員組織の事業です。

		令和7年度 (2025年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み (人日)	就学前	198	215
	小学生	79	95
確保量 (人日)		198	215

利用可能施設
北部子育て支援センター

⑧ 利用者支援事業 …子育てサービスの情報提供や相談・助言等を行う事業です。

		令和7年度 (2025年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み (箇所)		2	2
確保量 (箇所)		2	2

利用可能施設
こども課 (特定型、こども家庭センター型)

⑨ 妊婦健康診査事業 …妊娠の届出をした人に、妊婦健康診査の受診票 (助成券) を交付し、健診を受け健康管理が行えるよう費用助成を行う事業です。

		令和7年度 (2025年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み (人)		390	384
確保量 (人)		390	384

利用可能施設
加古川医師会、高砂医師会、明石医師会に所属する医療機関
※上記以外の病院でも利用可能ですが、利用者の申請による償還払いでの対応となります。

⑩ 乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)

…生後4か月までの乳児のいる全家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聴き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対して適切なサービスにつなげる事業です。

		令和7年度 (2025年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み (人)		232	230
確保量 (人)		232	230

⑪ 産後ケア事業 …産後に心身のケアや育児のサポート等を必要とする方を支援する事業です。

		令和7年度 (2025年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み (人)		115	113
確保量 (人)		115	113

利用可能施設
播磨町・加古川市・高砂市等の助産院、産婦人科医院

⑫ 養育支援訪問事業

…養育支援が必要な家庭を訪問し、指導・助言等を行う事業です。

		令和7年度 (2025年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み (人)		4	4
確保量 (人)		4	4

⑬ 子育て世帯訪問支援事業

…子育てに対し不安や負担を抱える家庭等を訪問し、悩みを聴くとともに家事・子育ての支援を行う事業です。

		令和7年度 (2025年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み (人)		111	111
確保量 (人)		111	111

⑭ 児童育成支援拠点事業 …養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じた支援を包括的に提供する事業です。

○実施の検討を進めます。

⑮ 親子関係形成支援事業 …児童との関わり方や子育てについて必要な情報の提供、相談や助言を行う事業です。

		令和7年度 (2025年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み (人)		3	3
②確保量 (人)		0	3

子育て関連情報

子育て関連施設

施設	住所	電話番号
北部子育て支援センター	西野添2丁目10-34	(078) 944-0717
南部子育て支援センター	北本荘3丁目2-31	(079) 437-4188
総合福祉センター	宮北1丁目3-5	(079) 430-6500
中央公民館	東本荘1丁目5-40	(079) 437-6980
図書館	東本荘1丁目5-55	(079) 437-4500
西部コミュニティセンター	古田1丁目1-11	(079) 436-9900
東部コミュニティセンター	二子418-3	(078) 943-6611
南部コミュニティセンター	北本荘2丁目6-30	(079) 436-4110
野添コミュニティセンター	西野添1丁目14-17	(078) 943-4825

困ったときの相談先

相談内容	窓口	電話番号	相談日時
子育て相談	こども課（妊娠期～就学まで）	(079) 435-0366	月～金 午前9時～午後5時
	地域学校教育課（就学～15歳 ※義務教育終了まで）	(079) 435-0545	
子どもに関わる 制度等の相談	こども課	(079) 435-2362	月～金 午前9時～午後5時
離乳食についての 相談	教育総務課	(079) 435-0533	月～金 午前9時～午後5時
子育て支援セン ターでの子育て 相談	北部子育て支援センター	(078) 944-0717	月～土 午前10時～午後4時
	南部子育て支援センター	(079) 437-4188	
子育ての不安や 悩み、児童虐待 の相談	児童相談	こども課	月～金 午前9時～午後5時
	児童虐待防止 24時間ホット ライン	兵庫県中央こども 家庭センター	24時間対応
	兵庫県中央こども家庭センター	(078) 923-9966	月～金 午前9時～午後5時
	児童相談所全国共通ダイヤル	189	24時間対応
主任児童委員 による子育て 相談	福祉しあわせセンター	(079) 435-1712	第4月曜日 午後1時30分 ～午後4時
子どもの悩み 相談	適応指導教室（ふれあいルー ム）（役場第2庁舎3階）	(079) 437-4141	月・火・木・金 午前9時～ 午後4時



こどもの権利とは

こどもの権利とは、子どもが健やかに成長するために欠かせない基本的な権利で、すべてのこどもが生まれたときから持っているものです。

「子どもの権利条約」では、こどもを**権利の主体**ととらえ、おとなと同様の権利を認めると同時に、成長の過程にあって保護や配慮が必要なこどもならではの権利も定めています。

こどもの権利が守られ、こども・若者が幸せに暮らすことができる こどもまんなか・はりま の実現に向けて

- こどもの権利について理解しましょう
 - こども・若者の意見をしっかりと聴きましょう
 - こども・若者にとって最も良いことを考え、見守り、サポートしましょう
- おとなは、
- こどもの権利が守られているか、幸せに暮らせる社会には何が必要か考えてみましょう
 - 自分の意見を大人に伝えましょう
- こども・若者は、
- こども・若者が意見を伝えやすい環境づくりに取り組みます
 - こども・若者の意見を取り入れながら、こども施策を推進していきます
- 行政は、

播磨町こども計画
— 概要版 —

令和7年3月 発行

播磨町 福祉保険部 こども課

〒675-0182 兵庫県加古郡播磨町東本荘1丁目5-30

TEL：079-435-0366

FAX：079-435-0831